

平成 23 年 7 月 15 日

各位

不動産投資信託証券発行者名

東京都中央区日本橋一丁目 5 番 3 号 日本橋西川ビル
インヴィンシブル投資法人

代表者名 執行役員 芝辻 直基

(コード番号：8963)

資産運用会社名

コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 芝辻 直基

問合せ先 IR 担当部長 石鉢 路子

(TEL 03-3272-7311)

Calliope 合同会社との一連の取組みに関するお知らせ

インヴィンシブル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）及び本投資法人が資産の運用を委託するコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、本投資法人の中長期的に安定した財務基盤・成長戦略の構築のためには有力なスポンサーの招聘及びこれに付随する第三者割当増資等によるエクイティ調達が必要不可欠であると考え、かねてより検討及び交渉を重ねて参りましたが、今般、米国初の上場オルタナティブ投資運用会社であり、グローバルな投資運用会社である Fortress Investment Group LLC（以下「FIG」といいます。）の関係法人である Calliope 合同会社（以下「カリオペ」といいます。）による本資産運用会社の株式の取得を承認し、同社を新スポンサーとして迎えるとともに、同社を主要な割当先とする第三者割当による新投資口の発行による資金調達について合意いたしました（以下、カリオペ及びその他の割当先に対する第三者割当を「本第三者割当増資」といいます。）。

加えて、新スポンサー招聘に伴い、カリオペが信託等の仕組みを通じて間接的に一部の経済的利益を有する特定金銭信託からの借入れ（注）や他新規レンダーからの借入れ、及びこれらの新規借入金や本第三者割当増資、その他手元資金による、タームローン（新生信託銀行株式会社）16,800 百万円（以下「本証券化ローン」といいます。）の一部を除く既存借入金全額の返済又は長期借入金への借換え等の取引も合わせて実行することを企図しておりますので、これら一連の取組み（これらを総称して「本取組み」といいます。）を行うことに関し、下記のとおりお知らせいたします。

(注) 新生信託銀行株式会社（以下「新生信託」といいます。）を借入先とする新生信託ローン A 及び新生信託ローン B（以下、総称して「新生信託ローン」といいます。）をいいます。新生信託ローンは、新生信託を受託者とする特定金銭信託からの借入れであり、新生信託ローン A は株式会社新生銀行（以下「新生銀行」といいます。）が、新生信託ローン B はシティバンク銀行株式会社（以下「シティバンク」といいます。）が、それぞれ当該信託の受益権を保有します。新生銀行及びシティバンクは、当該信託の受益権の全部又は一部を新生信託に自益信託として再信託します。新生信託は、当該再信託に関し、カリオペとの間でトータルリターンズワップ契約を締結し、当該トータルリターンズワップにより、カリオペは、新生信託による貸付に係る信託の一定の受益権に対して間接的に一部の経済的利益を有します。

なお、新生信託ローン A とは、本日付「資金の借入れ及び返済等に関するお知らせ (1)」記載の平成 23 年 7 月 27 日付タームローン（新生信託 A）を、また、新生信託ローン B とは、本日付「資金の借入れ及び返済等に関するお知らせ (2)」記載の平成 23 年 7 月 27 日付タームローン（新生信託 B）をいいます。以下同じです。

なお、本投資法人は、平成 23 年 3 月 18 日付で第三者割当による新投資口の発行について決定し、これに関する有価証券届出書を提出いたしました。当該有価証券届出書提出後に、当該第三者割当増資及びこれに関連する取引の前提条件の一つである、ニュー江戸橋ビルに係る不動産信託受益権（以下「本物件」とい

ご注意：この文書は、Calliope 合同会社との一連の取組みに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

います。)の売却に重大な懸念が生じたため、平成23年3月23日付で、当該第三者割当増資を中止することとし、上記有価証券届出書を取り下げました(以上の経緯の詳細につきましては、平成23年3月19日付「第三者割当による新投資口の発行に係る状況に関するお知らせ」、平成23年3月22日付「第三者割当による新投資口の発行に係る状況に関するお知らせ(続報)」、「第三者割当による新投資口の発行に係る状況に関するお知らせ(続報II)」及び平成23年3月23日付「第三者割当による新投資口の発行の中止及び有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」をご参照下さい。)。その後、関係者との協議及び交渉を行った結果、本物件の売却を実施の前提条件とすることなく、改めて本取組みが実施できる見込みとなったことからその実施を決定し、本日ここにお知らせするものであります。

記

1. 本取組みの背景及び理由

(1) 背景

本証券化ローンの返済や更なる返済期限の延長について具体的な目処が立っていないことなどを理由に、本投資法人は、平成22年6月中間期に係る半期報告書提出日時点で継続企業の前提に関する事項の注記を行うに至りました。

更に、本投資法人のタームローン(平成21年11月19日付タームローン契約(その後の変更を含みます。))に基づく借入れ(以下「本タームローン」といいます。))及び平成21年11月19日付極度ローン基本契約に基づき締結した平成21年11月19日付極度ローン個別契約(その後の変更を含みます。))に基づく借入れ(以下「第24個別極度ローン」といいます。))につき、平成22年12月期末時点において、期限の利益喪失事由の発生が確定しております。

また、その結果、本投資法人の他の借入金であるタームローンD号(平成22年2月1日付タームローン契約(その後の変更を含みます。))に基づく借入れ(以下「タームローンD号」といいます。))においても、多数貸付人の指示に従った貸付人の請求による期限の利益喪失事由に該当しております。

本投資法人といたしましては、継続企業の前提に関する事項の注記を可及的速やかに解消すること、期限の利益喪失事由の発生した借入れ及び本証券化ローンを含む本投資法人の借入金全額につき、リファイナンスや返済期限の延長等を含む財務状況の改善を図ることが、本投資法人の喫緊の重要な経営課題であると認識しております。

(2) 理由

上記「(1) 背景」に記載の経営課題が解決されない場合、本投資法人の事業継続は困難となることが予想されます。本投資法人は、このような深刻な事態を避け、今後も事業を継続し中長期的に安定的な収益を確保するためには、財務状況の大幅な改善、返済期限の長期化等、借入条件の改善を行った上でのリファイナンスが必要不可欠であると考え、さまざまな資金調達の可能性について検討及び交渉を重ねてまいりました。

この結果、有力な新スポンサーの招聘が実現しない状況においては、金融機関等からの新規借入れはおろか、借入条件の改善も困難であり、また、本投資法人の厳しい財務状況及び本証券化ローンのリファイナンスに係るリスク等の存在に鑑み、公募増資による資金調達の実現の蓋然性もないといわざるを得ない状況にあると判断しております。のみならず、これまでの本証券化ローンを含む借入れに係るリファイナンスの交渉経緯に鑑みると、現状のままでは、本年7月29日に期限を迎える借入金のリファイナンス又は期限の延長につき貸主との間で合意することも困難な状況にあります。

ご注意：この文書は、Calliope 合同会社との一連の取組みに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

以上より、本投資法人といたしましては、有力なスポンサーの招聘と、これに伴う第三者割当増資の実現が、現段階において、本投資法人の存続のために残された唯一の手段であると考えております。

本投資法人は平成 22 年 2 月 1 日を合併効力発生日とするエルシーピー投資法人との合併以降、スポンサー候補者 25 社以上に対して支援を打診し、そのうち具体的な提案のあった複数社と協議及び交渉を重ねてまいりました。これらの協議・交渉を踏まえ、本投資法人といたしましては、FIG の関係法人であるカリオペ（カリオペ、FIG 及びその関係法人を総称して、「フォートレス」といいます。）からのスポンサー支援を受けることが上記の目的を達成するため最良であるとの判断に基づき、今般、同社との広範な協議を経て、カリオペからのスポンサー支援を受けるとともに、本証券化ローン、本タームローン及び第 24 個別極度ローンのリファイナンス資金の調達を確保するため、カリオペに対する本第三者割当増資を実施することを決定いたしました。

カリオペに対する本第三者割当増資とスポンサー変更が実施されることに伴い、フォートレスの日本及び海外の金融機関との強固なリレーションシップを通じた下記「2. 本取組みの概要」に記載の各ローンによる新規の借入れについてコミットメントを獲得することができ、本投資法人の喫緊の課題である本証券化ローン及びその他の借入金の返済のための資金調達の実現に一定の目処がつくこととなりました。これにより本投資法人の破綻リスクを回避するとともに本投資法人の財務基盤強化を実現できれば、新規借入れによるリファイナンスリスクの低減等財務状況の改善を通じ本投資法人の中長期的な収益力向上を図ることができ、本来の本投資法人がもつ成長基盤を確立することができるものと確信しています。

さらに、本取組みの実現により、本投資法人の運営を安定させることが可能となり、その後下記「2. 本取組みの概要」に記載する各種施策を実行していくことにより、中長期的な本投資法人の投資主価値の向上につながるものと確信しています。

なお、カリオペ及びフォートレスの概要につきましては、本日付「新スポンサーの招聘及び第三者割当による新投資口の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本取組みの概要

上記「1. 本取組みの背景及び理由」記載のとおり、本投資法人には重大な財務上の問題が継続しており、財務的破綻の危機が差し迫った状況にあることから、本投資法人は、本取組みを通じて、新スポンサーの招聘及び投資口の発行によるエクイティ調達を実行するとともに、フォートレスの日本及び海外の金融機関との強固なリレーションシップを通じた新規借入れの実行によるリファイナンスなどの本取組みの実現に注力します。

- ① FIG の関係法人であるカリオペへの本資産運用会社の株主の変更(本資産運用会社の親会社の異動)
- ② カリオペを主要な割当先とする本第三者割当増資を通じたエクイティ調達（発行投資口数：711,597 口、払込金額の総額：6,999 百万円）
- ③ 上記②記載のエクイティ調達による資金（6,999 百万円）の一部（2,910 百万円）及び新規借入金の調達（新規借入金の額：新生信託ローン A 7,300 百万円）による本証券化ローンの一部弁済（注 1）
- ④ 本証券化ローン以外の残余借入金全額についてのリファイナンスの実施による、財務基盤の改善及び正常化の実現（新規借入金の額：シンジケートローン A 10,100 百万円（注 2）、新生信託ローン B 2,900 百万円及びプルデンシャル LPS ローン 11,000 百万円（注 3））

（注 1）本投資法人は、本証券化ローンの貸付人との間で、①元本金額 16,800 百万円のうち、10,210 百万円を平成 23 年 7 月 29 日に支払うこと等を条件に、本証券化ローンの担保物件及び責任財産を本物件（ニュー江戸橋ビルに係る不動産信託受益権）に限定するとともに、当該ローン元本のうち 975 百万円につき貸付人より債務免除を受け、また残

ご注意：この文書は、Calliope 合同会社との一連の取組みに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

存元本 5,615 百万円の満期日を平成 24 年 1 月 31 日とすること、②本投資法人が、満期日より前に本物件を一定の条件を満たす形で売却することができる場合には、当該売却による手取金及び一定の留保金をもって残元本債務その他の債務の支払いに充当し、なお残額がある場合には、貸付人はかかる残額に対する債権を放棄すること、③本投資法人が、本物件を上記②に従い売却することができなかった場合は、一定の留保金を弁済に充当した後、本物件をもって一定の金額で代物弁済を行い、なお残額がある場合には、貸付人はかかる残額に対する債権を放棄すること等について、平成 23 年 7 月 27 日付で合意する予定です。

(注2) シンジケートローン A とは、本日付「資金の借入れ及び返済等に関するお知らせ (2)」記載の平成 23 年 7 月 29 日付タームローン (シンジケート A) をいいます。以下同じです。

(注3) プルデンシャル LPS ローンとは、本日付「信託内借入れによる資金調達及び返済並びに資産の信託受託者変更に関するお知らせ」記載の平成 23 年 7 月 29 日付信託内借入れ (プルデンシャル LPS) をいいます。以下同じです。

- ⑤ カリオペから本投資法人に対する、本証券化ローンの一部債務免除を含む一部返済及び期限延長並びにシンジケートローン A 及びプルデンシャル LPS ローンによる資金調達の方法の仕組みの組成等に関するアドバイス (以下「本件アドバイザー業務」といいます。) の提供 (注)

(注) 本投資法人は、カリオペに対し、本件アドバイザー業務の対価として、平成 23 年 7 月 29 日 (予定) 付で金 336.5 百万円の手数料を支払うことに合意していますが、カリオペによる本件アドバイザー業務の内容及び成果 (本証券化ローンの条件変更等、他の既存借入金の長期借入金によるリファイナンスを実現し、ひいては本投資法人の破綻リスクを回避することができること) 等に鑑み、かかる手数料は合理的かつ妥当なものであると考えております。

本取組みが実現した場合における、その前後の本投資法人の借入金の状況については、別紙のとおりです。

本取組みの各詳細については、本日付「新スポンサーの招聘及び第三者割当による新投資口の発行に関するお知らせ」、「資産運用会社における株主異動等に関するお知らせ」、「資金の借入れ及び返済等に関するお知らせ (1)」、「資金の借入れ及び返済等に関するお知らせ (2)」及び「信託内借入れによる資金調達及び返済並びに資産の信託受託者変更に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 本取組み実現のために必要となる条件

本取組みの実行につきましては、上記各プレスリリースに記載の前提条件を満たす必要があります。

4. 今後の見通し

(1) 本取組みによる本投資法人の業績への影響

本件が実現した場合の本投資法人の平成 23 年 6 月期 (平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日) 及び平成 23 年 12 月期 (平成 23 年 7 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日) の運用状況の予想につきましては、本日付「平成 23 年 6 月期 (第 16 期) の運用状況の予想の修正並びに平成 23 年 12 月期 (第 17 期) の運用状況及び分配金の予想に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) スケジュール

日付	内容
平成 23 年 7 月 15 日	本第三者割当増資に係る本投資法人の役員会決議
	本資産運用会社の株式の譲渡承認に係る取締役会決議
平成 23 年 7 月 27 日	新生信託ローン A 契約締結 (予定)
	シンジケートローン A 契約締結 (予定)
	新生信託ローン B 契約締結 (予定)

ご注意：この文書は、Calliope 合同会社との一連の取組みに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

	プルデンシャル LPS ローン契約締結 (予定)
	本証券化ローンの一部返済及び一部期限延長等に関する合意 (予定)
平成 23 年 7 月 29 日	本資産運用会社の株式譲渡 (予定)
	新投資口の払込期日
	新生信託ローン A 借入実行 (予定)
	シンジケートローン A 借入実行 (予定)
	新生信託ローン B 借入実行 (予定)
	プルデンシャル LPS ローン借入実行 (予定)

5. その他

本取組みについては、本第三者割当増資による投資口の希薄化率が約 111.76%に及ぶこと、並びにカリオペに対する第三者割当増資とともに、本第三者割当増資の主要な割当先であるカリオペが間接的に一部の経済的利益を有する特定金銭信託からの借入れ（新生信託ローン）がなされること及び本第三者割当増資の主要な割当先であるカリオペに対してカリオペに対する第三者割当増資と関連しこれと同時にされるリファイナンス等に関する本件アドバイザー業務に対する手数料の支払いがなされることから、新投資口発行等に係る本投資法人の本日付役員会において、本取組み全体の公正性について慎重に検討を要するものと判断し、出席した本投資法人監督役員 2 名から以下の意見を確認の上、両名を含む役員全員の一致により決議しております。

- ① 本投資法人の置かれている厳しい事業環境等に鑑みれば、本第三者割当増資による増資を通じた財務状況の改善は必要不可欠であり、その規模も、本第三者割当増資による投資口の希薄化率が約 111.76%に及ぶことを踏まえても、本証券化ローンの一部返済及び証券化ローン以外のローンの全額返済のための資金調達及び新スポンサーの招聘を通じた財務基盤の抜本的改善等の目的に照らし、妥当である。
- ② その払込金額は、第三者割当に係る役員会決議日の直前営業日における市場価格の 90%相当の価格であり、直近の本投資法人の投資口価格の推移、東日本大震災による本投資法人の保有物件の収益悪化懸念や市場全般の下落傾向、及び本第三者割当増資の緊急性等を勘案すると、現時点における情報のもとで判断する限り、当該払込金額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額といえる範囲の価額であり、発行条件は合理的である。
- ③ 第三者割当に関連して、主要な割当先であるカリオペが間接的に一部の経済的利益を有する特定金銭信託からの借入れ（新生信託ローン）及びアドバイザー業務に対する手数料の支払いがなされるが、本投資法人の財務状況、他の借入れの担保状況との差異に基づくリスクの程度、借入期間、これまでの借入金に係る条件（手数料等を含むファイナンスコスト、期限延長期間の短期化を含む。）だけでなく、多数のスポンサー候補者等を含む関係者との長期間にわたる交渉状況等を総合的に鑑み有機的に見れば、当該借入れの条件は不合理とはいえず、また、本件アドバイザー業務の内容や成果（本証券化ローンの条件変更等、他の既存借入金の長期借入金によるリファイナンスの実現、ひいては本投資法人の破綻リスクの回避）等に鑑み、かかる手数料は合理的かつ妥当なものであると考えられ、これらの条件が第三者割当の条件の公正性を害するものではない。

以上

* 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.invincible-inv.co.jp/>

ご注意：この文書は、Calliope 合同会社との一連の取組みに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<借入金の状況>

以下の表は、平成23年7月15日現在における本投資法人の借入金の概要を一覧表にまとめたものです。

(本取組み前：平成23年7月15日現在)

	借入先	借入日	借入残高	利率 (年率)	返済期限	借入 方法
ターム ローン	株式会社あおぞら銀行	平成21年 11月24日	11,056 百万円	2.68000% (注1)	平成23年 7月29日 (注2)	有担保・ 無保証
	東京海上日動火災保険株式会社					
	株式会社りそな銀行					
	株式会社西日本シティ銀行					
	株式会社武蔵野銀行					
	株式会社新生銀行					
中央三井信託銀行株式会社						
第24 個別 極度 ローン	株式会社あおぞら銀行	平成21年 11月24日	3,608 百万円	2.68000% (注1)	平成23年 7月29日 (注2)	有担保・ 無保証
ターム ローン D号	中央三井信託銀行株式会社	平成22年 2月3日	11,131 百万円	1.68000% (注1)	平成23年 7月29日 (注2)	有担保・ 無保証
	株式会社あおぞら銀行					
	株式会社りそな銀行					
	三菱UFJ信託銀行株式会社					
	株式会社武蔵野銀行					
	短期借入金合計		25,796 百万円			
本証券化 ローン	新生信託銀行株式会社	平成19年 3月30日	16,800 百万円	3.64000% (注1)	平成23年 7月29日 (注2)	有担保・ 無保証
	1年内返済予定長期借入金合計		16,800 百万円			
	借入金合計		42,596 百万円			

(注1) 平成23年7月1日から平成23年7月29日までの適用利率です。

(注2) 各借入先との合意により返済期限が平成23年6月30日から平成23年7月29日に変更されました。

(注3) 借入残高は単位未満を切り捨てて記載しています。

ご注意：この文書は、Calliope 合同会社との一連の取組みに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<本取組み後の借入金の状況（予定）>

（本取組み後：平成23年7月29日時点）

	借入先	借入日	借入残高	利率 (年率)	返済期限	借入方法
本証券化 ローン	新生信託銀行株式会社	平成19年 3月30日	5,615 百万円	(注2)	平成24年 1月31日 (注3)	有担保・ 無保証
	1年内返済予定長期借入金合計		5,615 百万円			
ブルデン シャル LPS ローン (注1)	Prudential Mortgage Asset Holdings 1 Japan 投資事業有限責任組合	平成23年 7月29日	3,750 百万円	(注4)	平成29年 1月25日	有担保・ 無保証
	Prudential Mortgage Asset Holdings 1 Japan 投資事業有限責任組合	平成23年 7月29日	3,620 百万円	(注4)	平成30年 1月25日	有担保・ 無保証
	Prudential Mortgage Asset Holdings 1 Japan 投資事業有限責任組合	平成23年 7月29日	3,630 百万円	(注4)	平成31年 1月25日	有担保・ 無保証
シンジ ケート ローンA	シティバンク銀行株式会社 株式会社新生銀行 中央三井信託銀行株式会社 株式会社りそな銀行	平成23年 7月29日	10,100 百万円	(注5)	平成26年 7月28日	有担保・ 無保証
新生信託 ローンA	新生信託銀行株式会社	平成23年 7月29日	7,300 百万円	8.5% (注6)	平成27年 1月30日	有担保・ 無保証
新生信託 ローンB	新生信託銀行株式会社	平成23年 7月29日	2,900 百万円	9.5% (注6)	平成27年 1月30日	有担保・ 無保証
	長期借入金合計		31,300 百万円			
	借入金合計		36,915 百万円			

(注1) プルデンシャルLPSローンは、本投資法人が保有する不動産信託受益権に係る受託者たるみずほ信託銀行株式会社が当該信託内にて借入れを行うものです。当該信託内借入れによる資金調達の詳細については、本日付「信託内借入れによる資金調達及び返済並びに資産の信託受託者変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(注2) 1ヵ月円LIBOR+3.5%（平成23年7月30日～平成23年8月31日）、3ヵ月円LIBOR+3.5%（平成23年9月1日～平成23年11月30日）、2ヵ月円LIBOR+3.5%（平成23年12月1日～平成24年1月31日）

(注3) 当該本証券化ローンの一部返済及び借入条件の一部変更等については、本日付「資金の借入れ及び返済等に関するお知らせ(1)」をご参照ください。

(注4) 2.5%又は借入実行日の2営業日前の7年物円スワップレート+1.4%のいずれか大きい利率
固定金利

(注5) 3ヵ月円TIBOR+スプレッド(2.1%)
変動金利

(注6) 固定金利

(注7) 借入残高は単位未満を切り捨てて記載しています。

ご注意：この文書は、Calliope 合同会社との一連の取組みに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

<本取組みによる資金移動>

支出			調達	
タームローンの返済	11,056百万円	⇒	第三者割当による資金	1,664百万円
			シンジケートローンA	10,100百万円
第24個別極度ローンの返済	3,608百万円	⇒	新生信託ローンB	2,900百万円
タームローンD号の返済	11,131百万円		プルデンシャルLPSローン	11,000百万円
			自己資金	131百万円
本証券化ローンの一部返済	10,210百万円	⇒	第三者割当による資金	2,910百万円
			新生信託ローンA	7,300百万円
カリオペへの手数料	336百万円	⇒	自己資金	336百万円
ローン金利留保金及び融資 関連費用（融資手数料及び レンダー費用等）並びに 借入金の一部の約定弁済金、 ローン金利留保金を除く ローン金利支払資金、 改修工事等の支払資金 を含む手元資金等	2,365百万円	⇒	第三者割当による資金	2,365百万円
合計	38,708百万円		合計	38,708百万円

(注) 金額は単位未満を切捨てて記載しています。

ご注意：この文書は、Calliope 合同会社との一連の取組みに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。